

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和7年11月7日

分任契約担当官 陸上自衛隊善通寺駐屯地
第348会計隊長 佐藤 康平

1 工事概要

- (1) 工事名 善通寺（7）243号建物内部改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊善通寺駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
建築一式工事、電気工事、管工事
- (4) 工期 令和8年3月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7、8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上、「電気工事」又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並び

に防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 2級建築工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士同等以上の資格を有する者である。
- なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ・1級建築工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。
- イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である (原則、着工から完成まで従事している。)
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」 (防整施 (事) 第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内 (広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県) に建築業法の許可 (当該工事に対応する建設業種) に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊

担当 里平

TEL 0877-62-2311 (内線2649) FAX 0877-62-2315

(2) 入札説明書（紙媒体等）の交付期間等

ア 交付期間

令和7年11月7日から令和7年11月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこととし、郵送等を希望される場合は、送料負担は希望者負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年11月21日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和7年12月15日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年12月16日 午前9時00分

イ 場所 陸上自衛隊善通寺駐屯地 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収します。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、**銀行、契約担当官等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。**なお、**保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の3**（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は**請負代金額の10分の3**）**以上**とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定主任技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 契約書作成の要否
要
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。（様式随意）
- (15) 詳細は、入札説明書による。

善通寺（7）243号建物内部改修工事

善通寺駐屯地業務隊

仕様書

1 工事名称 普通寺(7) 243号建物内部改修工事

2 工事場所 香川県普通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊普通寺駐屯地

3 契約期間 契約締結日 ~ 令和8年3月31日まで

4 工事概要

- (1) 建築工事 天井張替・床改修・間仕切り壁設置
- (2) 電気設備工事 照明改修・コンセント設置・動力設備
- (3) 機械設備工事 多目的トイレ・児童用トイレ・空調設備・シャワー設置

5 一般事項

- (1) 本工事は、本仕様書、図面及び公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。施工に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合は、監督官と協議し指示に従って作業を実施する。また、軽微な変更については請負金額の変更はしないものとする。
- (2) 着工に先立ち工程表を作成し、工事日程については監督官の承諾を受けるものとする。
- (3) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、工事前・工事中・隠蔽部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とするものとする。また写真は、工事完了後速やかに整理し提出するものとする。
- (4) 本工事は受注者の責任とし、工事に際し、破損及び損傷した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
- (5) 本工事に際し、受注者は工事現場の条件を工事関係者に十分把握させると共に、作業員に対して安全教育を実施し、安全な工事方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
- (6) 喫煙は所定の位置で行い、工事中及び歩行しながらの喫煙を禁止するものとする。また、工事場所以外の立ち入りを禁止するものとする。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は監督官と協議し、部隊側立ち会いのもとで立ち入るものとする。
- (7) 施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、監督官と協議し、使用する場合はメーター等を設置し、部隊側算定に基づき有償とするものとする。
- (8) 本工事で発生した金属類については、種類別に整理し、発生材調査とともに官側に引継ぐものとする。

6 特記事項

(1) 仮設工事

ア 仮設足場

(ア) 建物内部で使用する足場については、脚立足場（階高4.0m以下）程度とする。

イ 調査工事

- (ア) 請負業者は工事着工前に床及び天井の2検体のアスベスト調査を実施するものとする。
- (イ) 請負業者はアスベスト調査完了後、アスベスト調査報告書を作成し監督官へ提出するものとする。
- (ウ) 請負業者は、アスベスト含有の有無に関わらず調査完了後に既設構造物等の撤去を実施するものとする。
- (エ) 請負業者は、撤去構造物内にアスベストが含有していた場合撤去・処分方法を講じた処分方法を監督官と協議するものとする。

ウ 金属工事

- (ア) 天井に使用する軽量鉄骨下地については、19型を使用するものとし野縁の間隔については300mm程度、ダブル野縁の間隔については、900mm程度とする。
- (イ) 内壁に使用する軽量鉄骨下地については、65型を使用するものとし間隔については、300mm程度とする。

エ 内装工事

- (ア) 内壁仕上げ塗装については、合成樹脂エマルションペイントで施工するものとする。
- (イ) 天井ボードの端部については、見切り材（塩ビ製）にて施工するものとする。
- (ウ) 天井点検口については、□450mmを使用するものとする。
- (エ) 既設窓と間仕切りの収まりについては、アルミ板等により収めるものとする。

(2) 電気設備工事

ア 配線・配管工事

- (ア) 新設する便所コンセントについては、1種金属線びにより立上げ新設するものとする。
- (イ) 電気配線については、天井ころがしにより施工するものとする。

イ 電気設備機器

- (ア) 新設する蛍光灯器具の位置については、照度のとれる箇所に新設するものとし、細部については、監督官と協議するものとする。
- (イ) 新設する便所蛍光灯器具については、人感センサーを設置するものとする。なお、人感センサーの設置箇所については、監督官と協議するものとする。
- (ウ) コンセント位置については、コンセント芯250mm程度とする。

ウ 測定及び試験

絶縁抵抗測定及び電圧測定を実施し、監督官へ測定結果記録を提出するものとする。

(3) 機械設備工事

ア 配管工事

- (ア) 本工事で使用する給水配管については、HIVPを使用するものとする。
- (イ) 本工事で使用する排水管については、HIVPを使用するものとする。
- (ウ) 屋外給水配管及び給湯配管については、ステンレスラッキングにより保温するものとする。

イ 衛生設備器具等

- (ア) 各衛生設備器具については、仕様書に記載の同等品以上を使用するものとする。
- (イ) 各衛生設備器具内部の配管取り回しについては、監督官と協議し施工するものとする。

件名	普通寺(7) 243号建物内部改修工事		
種別	共通	仕様書	
縮尺	図示	図番	2/10

(4) 共通事項

ア 品質管理

本工事に使用する材料はすべて新品とし、規格・品質等が示されていないものについては承認願等を提出し、監督官の承認を得てから使用するものとする。また、特記事項にないものは、JIS規格及び各種協会規格に合致したものを使用するものとする。

イ 工事時間

工事時間は、午前8時30分から午後5時までとするものとする。なお、事前に監督官と調整し了承を得た場合はこの限りではないものとする。

ウ 施工管理

(ア) 施工期間中は、作業員以外の立入可能性が高いため、十分に注意し施工するものとする。

(イ) 請負業者は、施工体制台帳及び施工体系図(建設業法第24条の7)を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し(下請負人共)を監督官に提出するものとする。

エ 完成検査

工事完了後、検査官の検査を受け合格をもって完了とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け、合格をもって完了とする。なお、隠蔽部については、現地又は写真により確認するものとする。

(5) 提出書類

ア 工程表

(契約後速やかに)

イ 現場代理人等指名・変更通知書

(契約後速やかに)

ウ 現場代理人略歴書

(契約後速やかに)

エ 着工通知書

(着工前)

オ 使用材料搬入報告書

(着工前)

カ 使用材料承認図

(着工前)

キ 工事写真

(竣工後速やかに)

ク 工事日誌

(施工中その都度)

ケ 完成通知書

(竣工後速やかに)

コ 発生材引継書

(竣工後速やかに)

サ 出荷証明書・納品伝票

(契約期間内までに)

シ マニフェストE票写し

(処分完了後速やかに)

ス 産業廃棄物収集運搬許可書写し

(処分前速やかに)

セ 機器試運転調整記録

(竣工後速やかに)

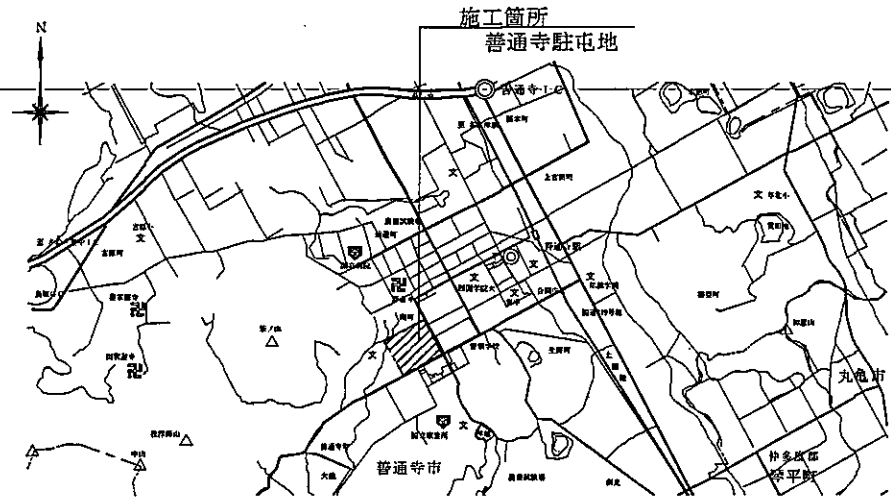
ソ 施工体制台帳及び施工体系図

(着工前速やかに)

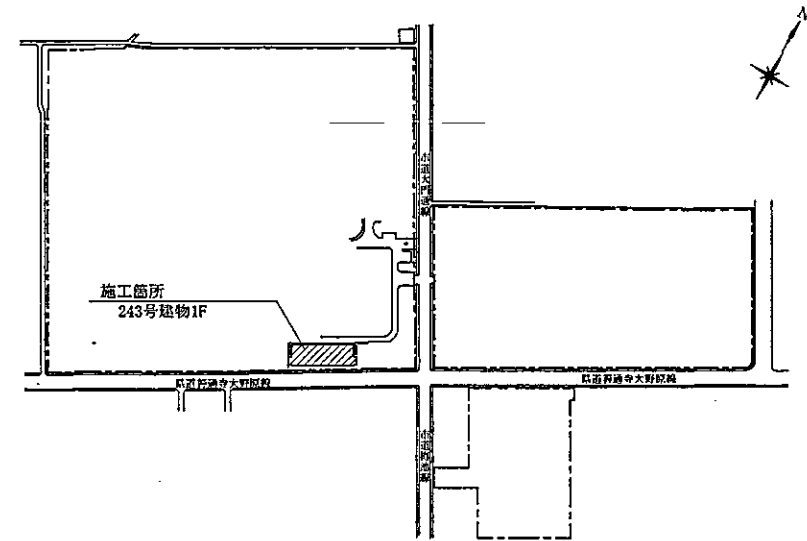
タ アスベスト含有調査結果書

(調査後速やかに)

チ その他監督が指示する書類

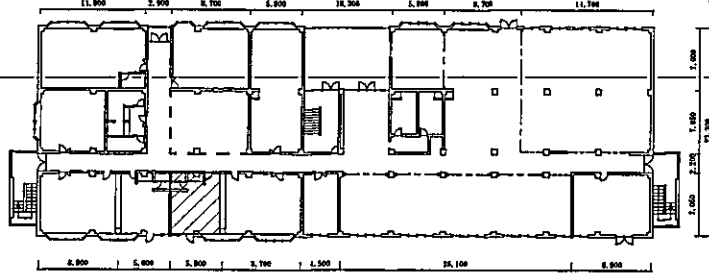


案内図 S=NS

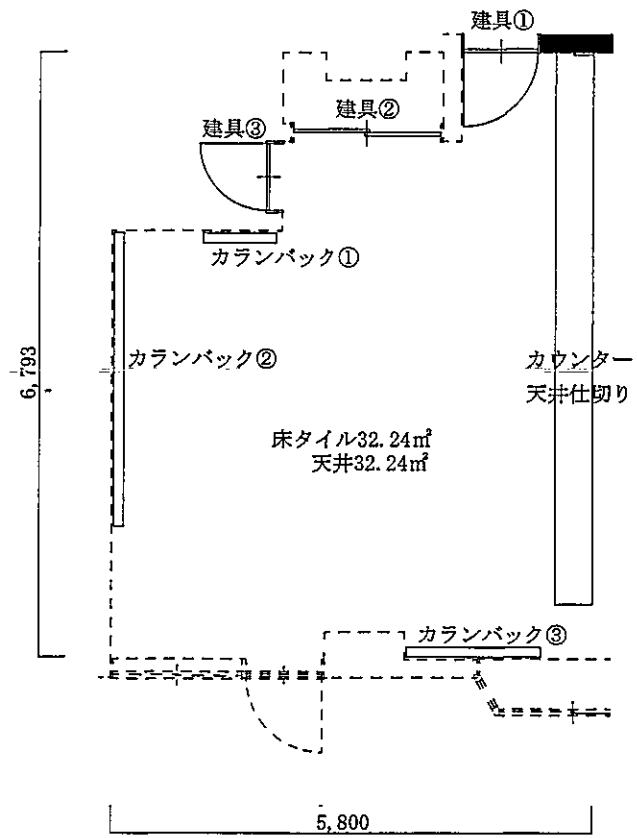


件名	普通寺(7)243号建物内部改修工事		
種別	共通仕様書		
縮尺	図示	図番	3/10

/// : 施工箇所



243号建物 1F平面図 S=1/400



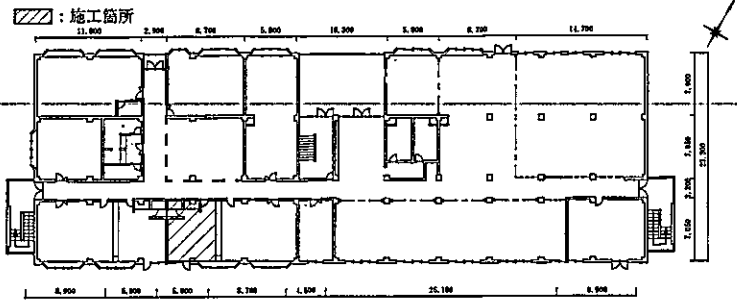
既設撤去図 S=1/60

撤去

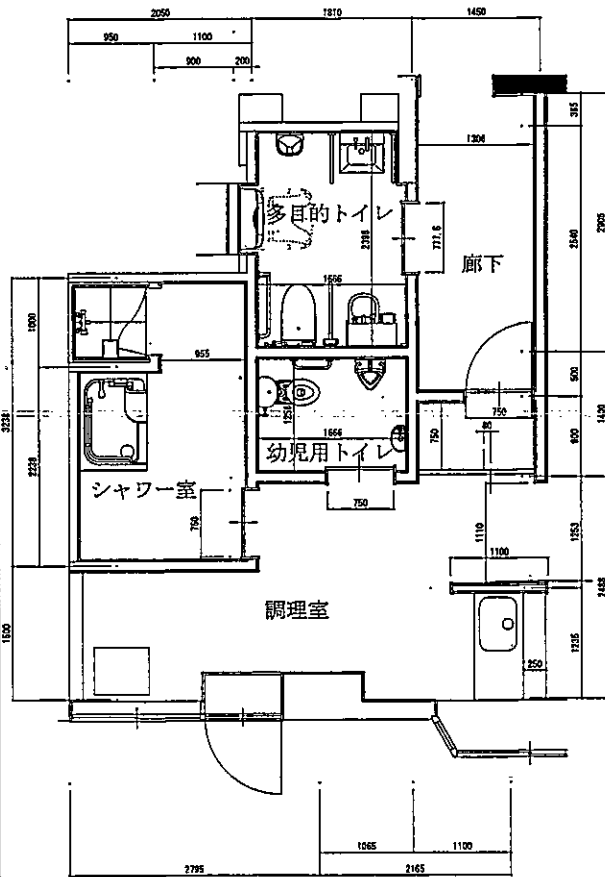
種類	名称	仕様等	数量
建具撤去	建具①	鋼製建具 830×1,960	1ヶ所
	建具②	アルミ建具 700×2,000	1ヶ所
	建具③	アルミ建具 引違 1,600×2,000	1ヶ所
カランプック撤去	カランプック①	CB 820×1,180×115 天板鋼板	1ヶ所
	カランプック②	CB 3,300×1,170×114 天板鋼板	1ヶ所
	カランプック③	CB 1,510×960×110 天板鋼板	1ヶ所
カウンター撤去	カウンター	CB 6,200×250×950 天板木板	1ヶ所
天井仕切り撤去	天井仕切り	軽天 6,250×400×1,140	1ヶ所
床タイル撤去	床タイル	100×100	32.24㎡
天井撤去	下地	JIS19型@300	32.24㎡
	仕上げ	ケイカル板	
壁貫通	換気扇用	φ125	2ヶ所
	排水管用	φ125	
床はつり	排水管用		40m

建築 撤去

件名	普通寺(7)243号建物内部改修工事		
種別	建築工事	建築撤去図	
縮尺	図示	図番	4/10



243号建物 1F平面図 S=1/400



新設図S=1/60

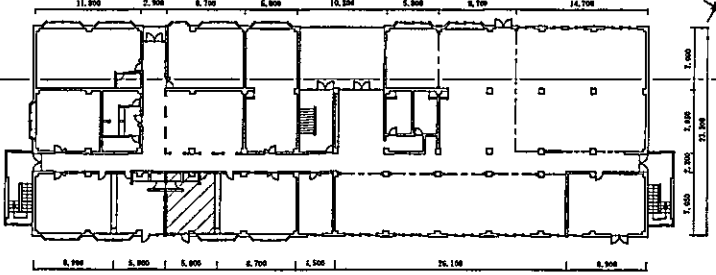
新築（同等品以上とする）

種類	廊下	多目的トイレ	幼児用トイレ	シャワー室	調理室	数量
建具新設	アルミ建具 750×2,000 引き戸 777×2,000 引き戸 750×2,000	1ヶ所				1ヶ所 1ヶ所 2ヶ所
壁改修	角スタッド：軽量鉄骨（65×45mm） ランナー：軽量鉄骨（45mm） 既設：タイル仕上 壁材：ケイ酸カルシウム板（t=6mm）（EP） 巾木：ビニル巾木（H=60mm）	8.12m	7.12m	5.85m	10.58m 6.46m	38.13m
天井改修	下地 JIS19型@300 仕上げ ジプトーン9.5mm 見切り 塩ビ 点検口		32.24㎡			32.24㎡
床改修	土間カチオン塗り 土間豆砂利モルタル仕上げ 床シート張（東リ パスナフローレ t.3.5）	床厚み60増 4:46㎡	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所 1ヶ所	4ヶ所 32.24㎡
					27.78㎡	

建築 新設

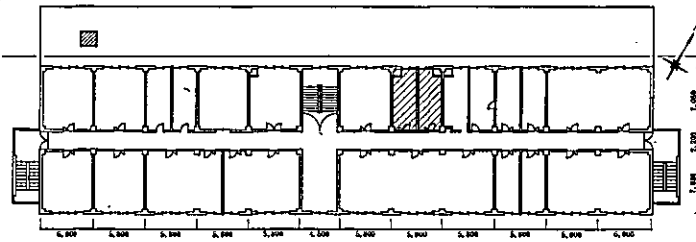
件名	善通寺（7）243号建物内部改修工事		
種別	建築工事	建築新設図	
縮尺	図示	図番	5/10

/// : 施工箇所

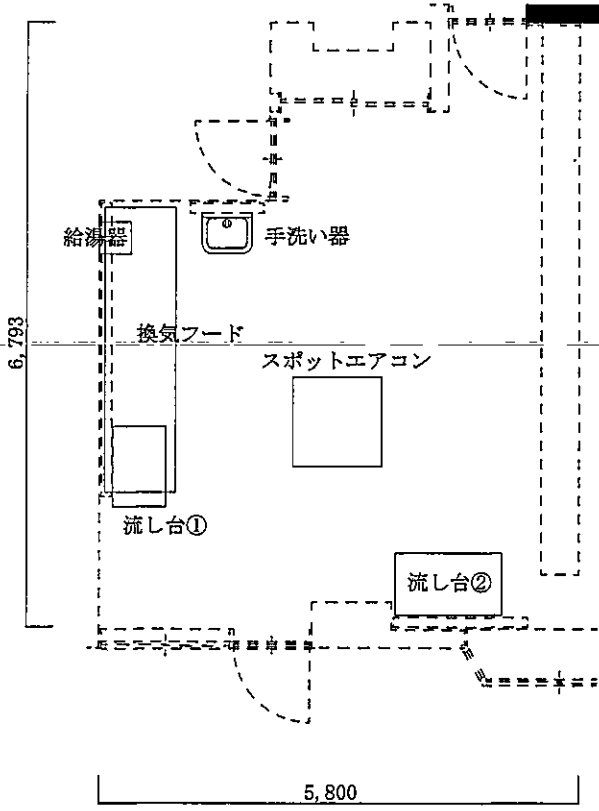


243号建物 1 F 平面図 S=1/400

/// : 施工箇所



243号建物 2 F 平面図 S=1/400



既設撤去図 S=1/60

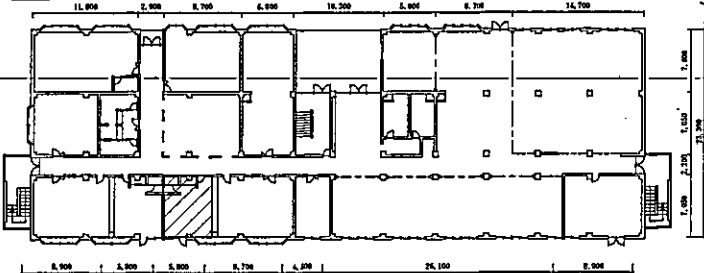
撤去 (配管含む)

種類	名称	仕様等	数量
流し台撤去	手洗い器	400×500	1ヶ所
	流し台①	ステンレス 900×600×1,200	1ヶ所
	流し台②	ステンレス 1,200×700×1,200	1ヶ所
換気フード撤去	換気フード	ステンレス 3,200×800×1,200	1ヶ所
スポットエアコン	空冷式スポットエアコン	三菱MDC-P63LA-C 室内機・室外機 (2階ベランダ)	1ヶ所

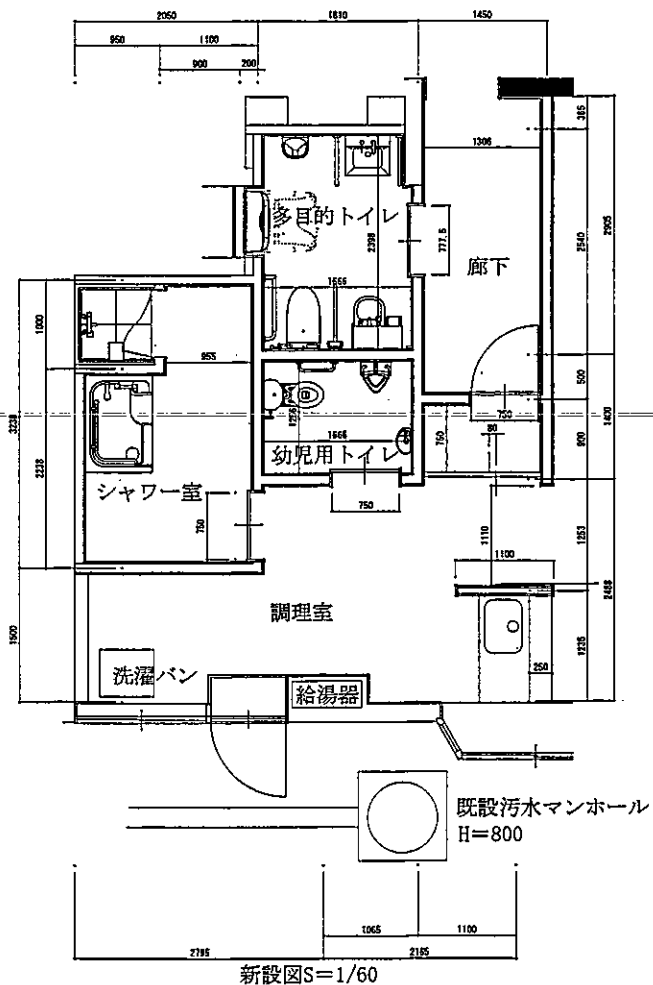
機械撤去

件名	普通寺(7)243号建物内部改修工事		
種別	機械工事	機械撤去図	
縮尺	図示	図番	6/10

/// : 施工箇所



243号建物 1F平面図 S=1/400



新設図S=1/60

新設 (同等品以上とする)

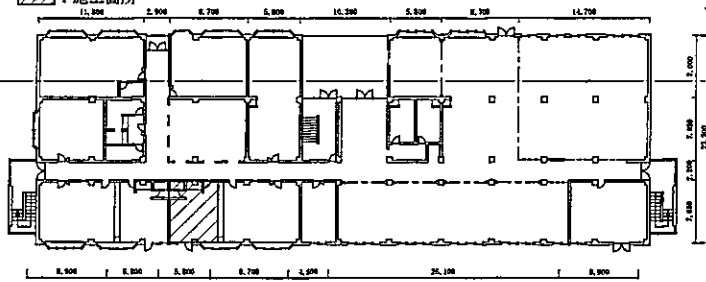
給水については室内、汚水については既設マンホールの汚水配管に接続

部屋	名称	仕様等	数量
多目的トイレ	大便器 (フラッシュ)	JIS C710S	1ヶ所
	ウォシュレット	TOTO TCF5841AUP	1ヶ所
	2連紙巻き器	YH702	1ヶ所
	腰掛便器手すりL型	T112CL11	1ヶ所
	腰掛便器手すり可動式	T112HK8R	1ヶ所
	オストメイト	UAS81LDB2N+UTR141 (温水器・紙巻器・洗浄液入れ)	1ヶ所
	洗面台	MLHCH970HPA131Y	1ヶ所
	ペーパーホルダー	YK100R	1ヶ所
	耐食鏡	YM6090F	1ヶ所
	ベビーシート	YKA24N	1ヶ所
幼児用トイレ	ベビーチェア	BK-F62	1ヶ所
	幼児用大便器	CS300B+S300BK+TCF41R	1ヶ所
	幼児用小便器	U310GY+T601P+AB454KA	1ヶ所
	紙巻き器	YH500	1ヶ所
	多用途手すりI型	YYB10#YW	1ヶ所
	壁掛け手洗い器	L30DM	1ヶ所
	シャワー室	シャワーユニット JSV0808ULW5	1ヶ所
調理室	幼児用シャワーパン	PFS1100S	1ヶ所
	コンパクトキッチン	リクシルTi019壁付I型	1ヶ所
	シングルレバー水栓	ノマーレス エコハンドル	1ヶ所
	洗濯パン	PWSP740H2W	1ヶ所
	洗濯機用横水栓	TW11R	1ヶ所
屋外	排水トラップ	PJ2008NW	1ヶ所
	給湯器	リンナイ 壁掛32号 (既設ガス管に接続)	1ヶ所
	シャワー・手洗い用		

機械新設 (トイレ等)

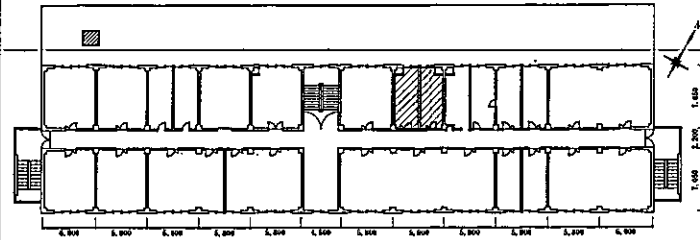
件名	善通寺(7)243号建物内部改修工事		
種別	機械工事	機械新設図	
縮尺	図示	図番	7/10

/// : 施工箇所

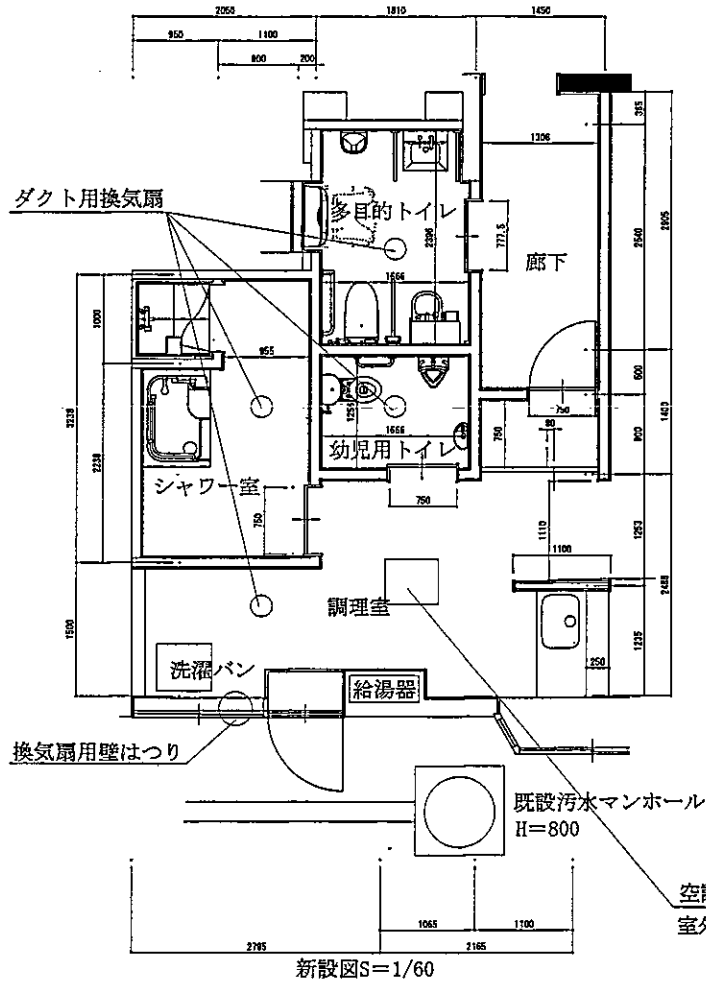


243号建物 1F 平面図 S=1/400

/// : 施工箇所



243号建物 2F 平面図 S=1/400



新設図 S=1/60

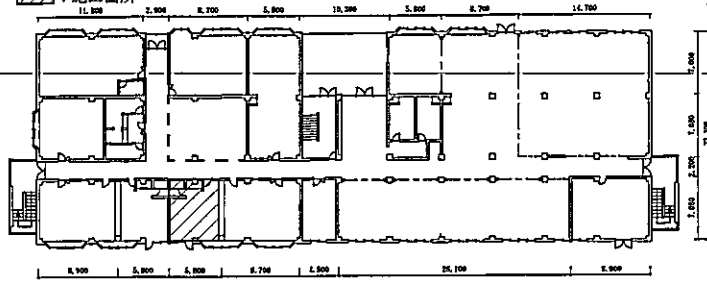
新設 (同等品以上とする)
配線・スイッチ含む

種類	多目的トイレ	幼児用トイレ	シャワー室	調理室	数量
換気扇	VD10ZC14	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	4ヶ所
空調機	PL-ERP40HA4			1ヶ所	1ヶ所

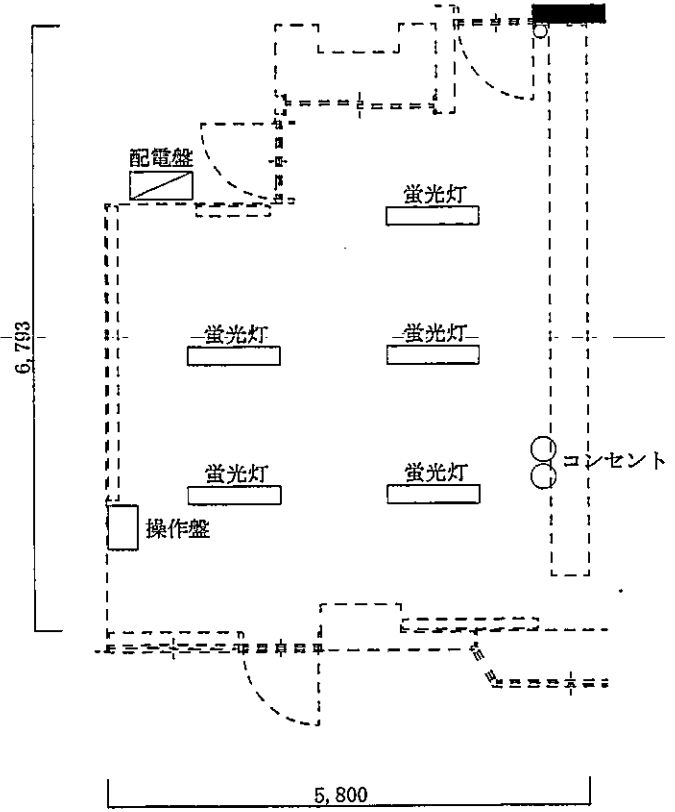
機械新設 (空調・換気扇)

件名	普通寺 (7) 243号建物内部改修工事		
種別	機械工事	機械新設図	
縮尺	図示	図番	8/10

施工箇所



243号建物 1F 平面図 S=1/400



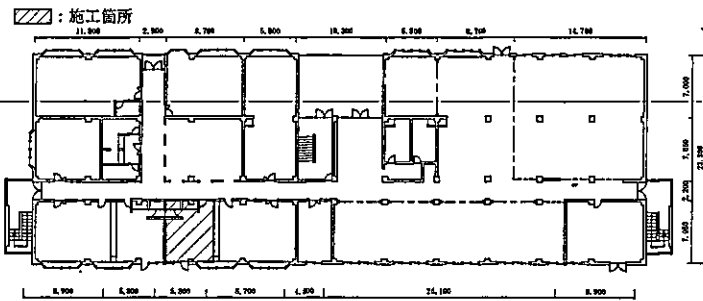
既設撤去図 S=1/60

撤去

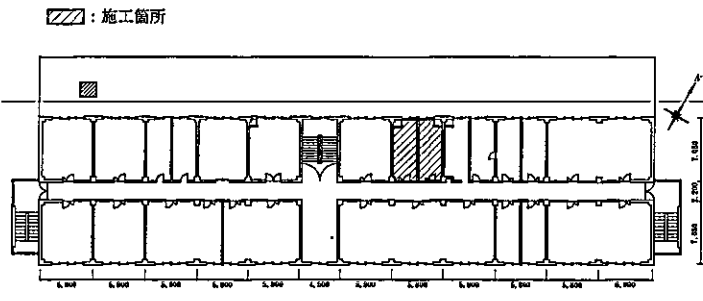
種類	仕様	数量
照明	蛍光灯	5ヶ所
操作盤		1ヶ所
コンセント	2口	2ヶ所

電気 撤去

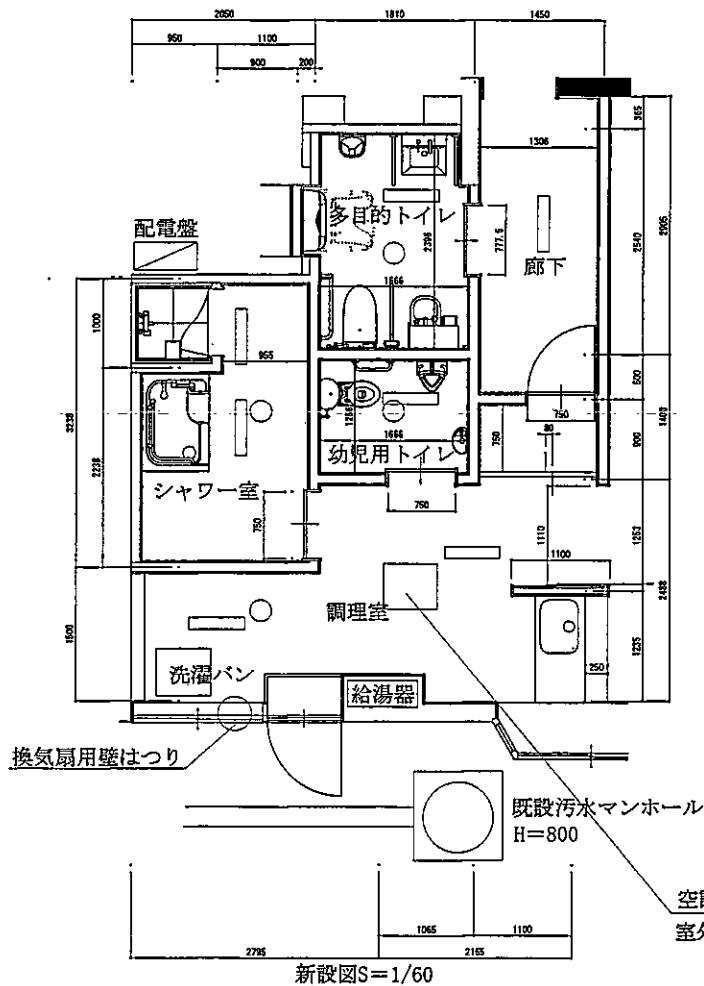
件名	普通寺(7)243号建物内部改修工事		
種別	電気工事	電気撤去図	
縮尺	図示	図番	9/10



243号建物 1F 平面図 S=1/400



243号建物 2F 平面図 S=1/400



新設図S=1/60

新設（同等品以上とする）
配線含む

種類	廊下	多目的トイレ	幼児用トイレ	シャワー室	調理室	数量
コンセント	温水便座用	1ヶ所	1ヶ所			8ヶ所
	電気温水器用		1ヶ所			
	その他	1ヶ所				
遮断器	20A 既設配電盤～天井ころがし～各設備	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	5ヶ所
照明設備	XFX450DENLE9（既設照明配線に接続）	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	7ヶ所

電気新設

空調室内機
室外機については2階のベランダに設置

件名	普通寺（7）243号建物内部改修工事		
種別	電気工事	電気新設図	
縮尺	図示	図番	10/10